

業 務 委 託 仕 様 書

1 業務名

長与町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、地域包括ケアの一層の推進を念頭においていた令和9年度～令和11年度を目標年度とする「長与町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定することを目的とする。

3 業務の期間

契約締結日～令和9年3月31日

4 業務の内容

●令和7年度

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、長与町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、長与町が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) アンケート調査の実施

日常生活圏域ごとの高齢者の意識、生活実態、健康状態、介護環境等を調査するとともに、介護している家族の生活実態や抱える問題等を調査し、日常生活や地域における課題、サービスの利用状況、ニーズ等の把握を行う。

調査項目については国が示す「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」を基本としつつ、本町独自設問も加えた内容で調査票を作成すること。受託者は調査票の設計及び調査票の印刷、発送用及び回収用封筒の作製、封入・封緘及びラベル貼り作業、調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果のとりまとめを行う。ただし調査対象者の抽出、宛名ラベルの作成、調査票の発送・回収は長与町が行う。

【アンケート調査の実施概要】

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象	65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2の高齢者
サンプル数	1,000票
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

②在宅介護実態調査

調査対象	要介護1～5認定者（施設入所者は除く）
サンプル数	1,000票
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査票種類数	1種
集計方法	単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計

調査票の設計、調査票の印刷、調査票の封入・封緘・宛名ラベル貼付を受託者が行う。

対象者のサンプリング、宛名ラベルの作成、郵便局への持ち込み、配布・回収に係る郵送費の負担は長与町が行う。

受託者は、長与町から回収票を受領し、調査結果の入力・集計・分析を行い、結果をとりまとめること。

(3) 策定委員会の運営支援（1～2回）

策定委員会の運営を円滑に行うため、資料の作成等を行う。計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(4) 本業務に関する情報提供支援（関連例規整備情報提供含む）

本業務では、介護保険法等に基づく市町村推進計画を包含した法定計画の策定を予定している。そのため、全国の幅広い事例や同等規模の取組み内容を参考にする場合があるため、各種情報をまとめて提供すること。

① 介護保険条例の内容精査

令和 8 年度末に予定される介護保険条例の改正を前に、現行の介護保険条例中の不備の有無を確認し、不備の解消に必要な改正を行うことについて、次の i 及び ii により支援する。

- i) 厚生労働省作成の「何市（区、町、村）介護保険条例（参考例）」（以下「準則」という。）に照らし、委託者の介護保険条例について必要な事項が定められているかを確認する。
- ii) i) のほか、委託者の介護保険条例の書きぶりについて法制執務上問題のある箇所を指摘する。

② 基準条例の内容精査

令和 8 年度末に予定される基準条例（次のア～エの条例を対象とする。）の改正を前に、現行の基準条例中の不備の有無を確認し、不備の解消に必要な改正を行うことについて、下記の i 及び ii により支援する。

- ア 「長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
- イ 「長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」
- ウ 「長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」
- エ 「長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

- i) 基準省令について令和 5 年度末に行われた基準改正その他令和 8 年 4 月 1 日までに行われた基準省令の改正を反映させた基準条例（上記の 4 条例に相当するものに限る。）の標準的な規定例（モデル条例）を提示すること。
- ii) 上記の 4 条例について、内容精査（令和 8 年 4 月 1 日時点の基準省令、モデル条例と比較し必要な事項が正しく規定されているか、同一条例内、4 条例間の規定ぶりの統一及び内容の整合が図られているか、法制執務上の観点から適切な表記となっているか、内容的に無理のある基準が定められていないか等を確認する）を実施し、条文の添削その他の方法により改正検討事項の指摘（必要に応じ、改正を要することについての説明、改正内容を検討するに当たって必要な説明等の解説を付すこと）を行うこと。

③ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の作成

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納

品すること。なお、資料及び情報提供は、次期計画（第11期介護保険事業計画）策定期を迎えるまで継続して行うこと。

※受託者においてまとめることとし、市町村等のホームページからの転記は不可とする。

●令和8年度

(1) 人口推計及びサービス見込み量・保険料の設定支援

国保連給付実績データに基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、第9期計画時の設定経緯を踏まえ、第10期計画の前提となる圏域の将来人口および高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシートにより要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

- ① 人口及び被保険者数の推計支援
- ② 目標年度における介護サービスの見込量の算定支援
- ③ ②を踏まえた保険料の算定支援

(2) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ（庁内関係課に対する調査）

地域包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第9期の分析結果及び計画内容を十分活用し計画策定を行うこととする。

そのために現行計画における施策・事業の実施状況、今後の施策方針や連携体制の見直し等、関係各課に調査を実施する。そのための調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

- ① アンケート調査結果に基づく地域課題の把握と整理
- ② 町域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策の検証と課題のとりまとめ
- ③ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、情報収集（他市町の情報提供含む）

(3) 計画骨子案・計画素案の作成

アンケート調査や現状把握、分析結果等を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

- ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成

- ② 計画素案の作成、とりまとめ
- ③ 現行計画及び各福祉関連計画の整合調整
- ④ 計画内容の確定

(4) 策定委員会の運営支援（3～4回）

策定委員会の運営を円滑に行うため、資料の作成等を行う。計画内容を審議するために設置される計画策定委員会の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。

(5) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを長与町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(6) 本業務に関する情報提供支援（関連例規整備情報提供含む）

本業務では、介護保険法等に基づく市町村推進計画を包含した法定計画の策定を予定している。そのため、全国の幅広い事例や同等規模の取組み内容を参考にする場合があるため、各種情報をまとめて提供すること。

① 法律や制度などの動向に関する情報提供

第10期介護計画期間に向けて行われる基準省令その他の法令の改正に伴い必要となる例規整備に資する情報として、関係法令の概要や条文等、例規整備の考え方や一般的な整備例などの情報を提供する。

② 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版の作成

今後の介護保険事業制度の方向性と計画策定等に係る情報が定期的に示される上記会議について、会議が開催される都度、会議内容を要約した資料をわかりやすく作成し、納品すること。なお、資料及び情報提供は、次期計画（第11期介護保険事業計画）策定期間を迎えるまで継続して行うこと。

※受託者においてまとめることとし、市町村等のホームページからの転記は不可とする。

(7) 成果品の印刷・製本

周知・啓発するために、住民に分かりやすいデザイン・編集に配慮した計画書を作成すること。

●令和7、8年度共通

(1) 打ち合わせ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打ち合わせ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、業務責任者又は業務担当者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打ち合わせを行うものとする。

(2) 委託料の支払い

長与町は、各年度の委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理した時は、年度ごとに委託料を支払うものとする。

5 成 果 品

●令和7年度

(1) 介護保険条例の内容精査

内容精査結果（委託者の介護保険条例について、準則との照合結果や、法制執務上問題のある箇所の指摘に関するコメントを付記（条文添削による指摘を含む。）したもの）
(データ一式)

(2) 基準条例の内容精査

条文対照表（基準省令、モデル条例及び長与町条例の条文を横並びにし、基準省令とモデル条例の相違点の解説を付記するとともに、長与町条例について条文に添削（見え消し）を施し、改正検討事項等を付記した資料）(データ一式)

(3) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版 (データ一式及び出力紙納品)

(4) その他関係資料一式 (データ一式)

●令和8年度

(1) 計画書（A4判・100部・本文1色刷・データ一式）

(2) 上記（1）のホームページ掲載用データ（PDFファイル形式）

(3) 全国介護保険・高齢者保健福祉担当会議資料の要約版 (データ一式及び出力紙納品)

(4) 例規整備情報の提供 情報提供資料 (データ一式)

(5) その他関係資料一式 (データ一式)

6 その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ長与町と協議し、決定すること。
- (2) 業務の遂行に際し、知り得た情報を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。また、個人情報の取り扱いについては長与町個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (3) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、長与町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (4) 本業務で作成された成果品の著作権は長与町に帰属する。